

# 面会交流支援のご案内

## お子さんは離れて暮らす親に 会っていますか？

離婚によって、離れて暮らしている親と子が、定期的また継続的に  
会って話をしたり、一緒に遊んだりすることを面会交流といいます。  
両親は離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感  
できることにより、深い安心感と自尊心を育むことができます。  
当事者間の面会交流が難しい場合に、申請書の内容に基づいて、事  
前面談後に支援を実施します。

### 対象者

①から⑥のすべてに該当することが必要です。詳しくはお問い合わせください。

- ①子どもと同居の親は、静岡市、浜松市に住所を有すること
- ②同居親と別居親の間に面会交流の取り決めがあること
- ③申込み時点で、子どもが15歳未満であること
- ④同居親と別居親のどちらかが児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること
- ⑤子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと
- ⑥過去に本事業の対象となっていないこと

※取決めや合意自体を一方の親に説得するような支援は行いません。

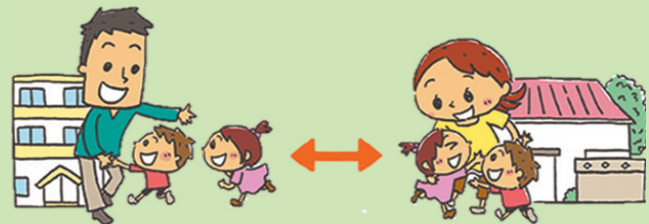
### 問合せ先

#### ひとり親サポートセンター

(母子家庭等就業・自立支援センター)



東部支所 (055)951-8255  
中部支所 (054)284-0008  
西部支所 (053)452-7107



ほしず@ほーむ

<http://www.shizuboshi.jp>



(イラスト 政府広報オンライン)